



第2回 寒川町地域公共交通会議

2024年11月19日



<協議事項>

- ① コミュニティバス東ルートの実証運行事業者変更
および寒川町運賃等協議会の設置について
- ② コミュニティバス東ルートの実証運行について

<報告事項>

- ③ コミュニティバス運賃の見直しについて

①コミュニティバス東ルートの実行事業業者変更について (1)

神奈川中央交通(株)・・県内多数の自治体でコミュニティバス運行事業を受託

⇒ 会社の方針として路線バス事業に注力、コミュニティバス運行事業については神奈中タクシー株式会社へ順次事業移管をすすめている。

※移管済：相模原市・大和市・座間市など

①コミュニティバス東ルートの実行事業者変更について (2)

神奈川中央交通(株)では、事業移管を2019年度から順次すすめており、今後においてもコミュニティバス運行事業の移管を進めていく意向。

寒川町においても2026年4月を目途に事業移管していく意向であり、事業移管にあたっては車両・運賃・サービス水準は維持して移管することとしている。

町としても、円滑な現行車両・設備の移管やサービス水準の維持が可能な神奈中タクシー株式会社への事業移行をすすめる方針。

①コミュニティバス東ルートの運行事業者変更について (3)

令和5年の法改正により、**運賃等協議会**での協議が必要となった。

仮に**現状運賃を据え置いて**、運行事業者を変更する場合であっても、
新たな運行事業者で**同額の運賃を設定する事象と解釈**

⇒**運賃等協議会**での協議が必要。協議会が未設置であるため、

⇒**運賃等協議会**の設置に向けた調整が必要

① 寒川町運賃等協議会について（１）

令和5年10月1日施行 道路運送法改正

（旧）

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときとは、**地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。**

（新）

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、**次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。**

一 **市町村又は都道府県**

二 **当該一般乗合旅客自動車運送事業者**

三 **地方運輸局長**

四 市町村の長（又は知事）が**住民の意見を代表する者**として指名する者

交通会議委員のうち4者（※）

運賃等の協議主体

地域公共交通会議



法に定める者を構成員（※）とする協議会（**運賃等協議会**）に改正

① 寒川町運賃等協議会について（２）

地域公共交通会議委員のうち、以下の者により運賃等協議会を設置したいと考えています。

- ・ 町都市建設部長
- ・ 当該運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- ・ 関東運輸局神奈川運輸支局
- ・ 町民の代表
- ・ その他町長が認める者（特に他の利害関係者を加える必要が認められる場合のみ）



協議会の設置に向けて、年度内に要綱を作成すべく準備をすすめたい。

<協議事項>

- ① コミュニティバス東ルートの実証運行事業者変更
および寒川町運賃等協議会の設置について
- ② コミュニティバス東ルートの実証運行について

<報告事項>

- ③ コミュニティバス運賃の見直しについて

②コミュニティバス東ルートの実証運行について（１）

小動北バス停について

小動地域の住民の方々からの要望を受け、交通空白地域の解消を目的として平成31年4月から当初は1年間を目途とした実証運行を開始。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、本格運行へ切り替えることの可否を保留している。

東ルート 小動北バス停



②コミュニティバス東ルートの実証運行について（２）

実証運行における本格運行へ移行する条件

【当初に設定した本格運行移行ライン】

平成30年度東ルート公費負担80.95%
小動北を導入したH31年度総経費20,507,000円－
H30年度総経費19,739,000円=768,000円

$768,000\text{円} \times 19.05\% = 146,304\text{円}$

$146,304\text{円} \div 359\text{日} = 408\text{円/日}$

$408\text{円} \div 150\text{円} = 2.72\text{人/日}$

$2.72\text{人} \times 359\text{日} = 977\text{人/年}$

（問題点）

- ①H31年度総経費に**土日の経費**が含まれていない
- ②前年度からの**総経費増加分**を小動北バス停のみで補填しようとしている

当時のデータを
基に修正



【修正した本格運行移行ライン】

平成30年度東ルート公費負担80.95%
小動北を導入したH31年度総経費26,639,000円－
小動北を導入しないH31年度総経費26,400,000円
=239,000円

$239,000\text{円} \times 19.05\% = 45,530\text{円}$

$45,530\text{円} \div 359\text{日} = 127\text{円/日}$

$127\text{円} \div 150\text{円} = 0.85\text{人/日}$

$0.85\text{人} \times 359\text{日} = 305\text{人/年}$

小動北を導入した総経費と小動北を導入しない総経費
の差額を元に計算

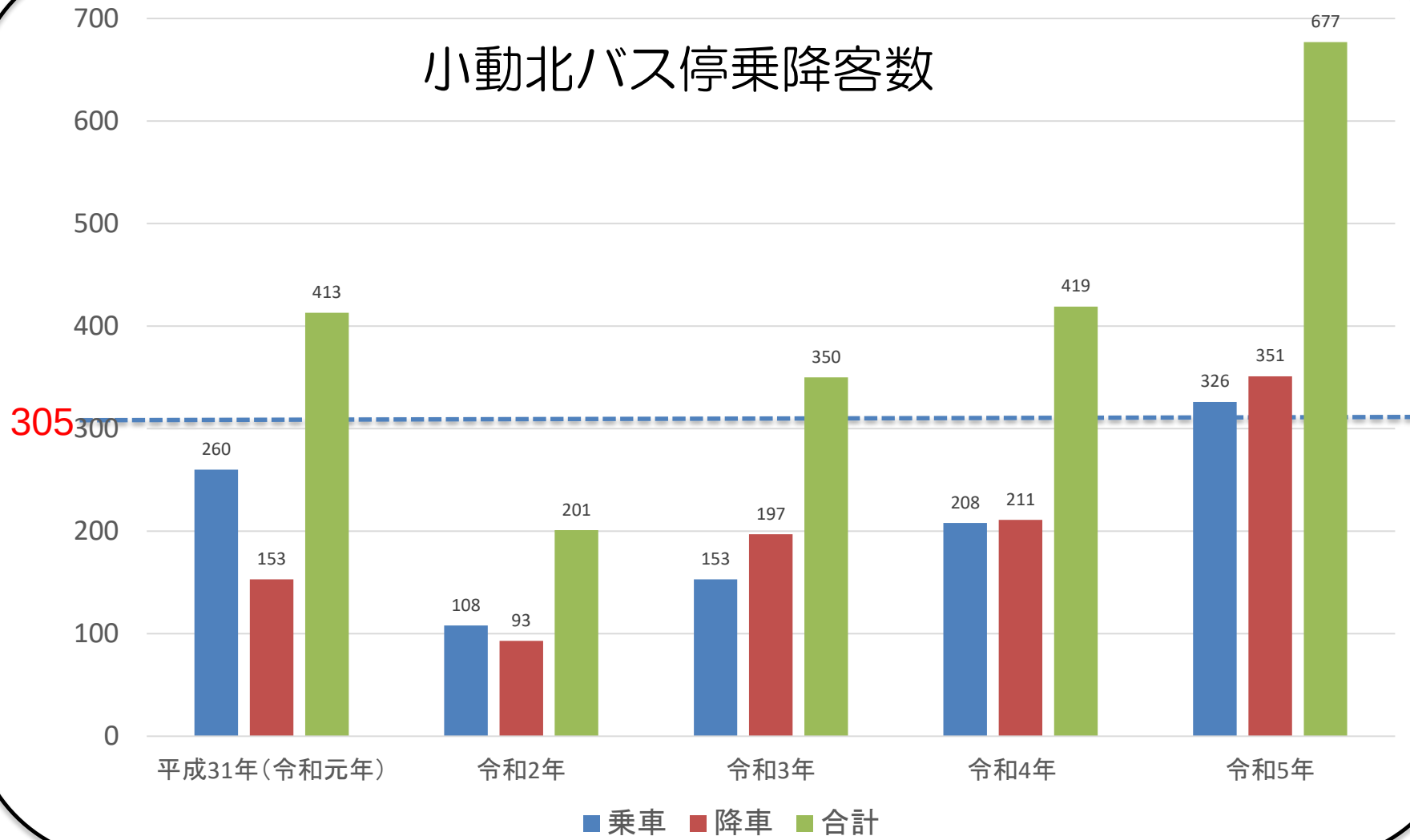


本格運行移行ラインを 乗降客数305人/年 と再設定。

②コミュニティバス東ルートの実証運行について（3）

過去5年間の利用状況

小動北バス停乗降客数



小動北バス停は
地域住民から必要とされている

本格運行ライン

305人を超過

- ①小動北付近の住民の利便性向上
- ②獺郷バス停に乗り継ぐことで、
湘南台駅へ向かえる
- ③コミバス利用者の増加傾向

今後の方針について

- ・小動北バス停は継続して利用されており、当初目的の交通空白地域の解消を図ることが出来ている。

⇒条件である本格運行移行ライン 乗降客数305人/年 を満たしているため、小動北バス停を本格運行としたい。

- ・運行本数は実証運行中と同様に3便、5便、6便、8便、10便とする考えだが、事業主と検討を続けていきたい。

<協議事項>

- ① コミュニティバス東ルートの実証運行事業者変更
および寒川町運賃等協議会の設置について
- ② コミュニティバス東ルートの実証運行について

<報告事項>

- ③ コミュニティバス運賃の見直しについて

③コミュニティバス運賃の見直しについて（１）

<過去５年間の運行委託料推移>

運行委託料の推移

R1 約4,250万円

R2 約4,650万円

R3 約4,650万円

R4 約4,700万円

R5 約4,750万円

人件費・燃料費等のコスト増により
運行委託料は増加傾向が続いている。

※概ねコロナ禍の利用者減を回復した
R5とR1を比較しても約500万円増

- ・コスト増を行政負担のみにより賄うことは厳しく、利用者負担を求めるべき状況にある。
- ・他の公共交通機関（路線バス）と料金面で整合を図るべき。



運賃引上げを検討

③コミュニティバス運賃の見直しについて（２）

現行	中学生以上	150円	
	小学生以下・障がい者	100円	※未就学児は無料

★ 路線バス初乗り運賃 210円を参酌。割引料金は据置く

			200円（50円の値上）
改定後	中学生以上		
	小学生以下・障がい者	100円	※未就学児は無料

（参考）

R5 割引乗車人数 = 7,056人/年(小人・障がい者) 一般乗車人数 = 56,893人/年 (A)

$56,893 \times 50\text{円} = 2,844,650\text{円}$ (全年齢賃上分 増見込)  **約2,800,000円(あ)の収入増見込。**

※75歳以上の高齢者利用見込数 = 約17,000人(A×B×C) $17,000 \times 100\text{円} = \text{約}1,700,000\text{円(い)}$

(R4乗降調査での65歳以上の利用者 = 全体の53%(B)、町統計65歳以上に占める75歳以上の割合 = 55%(C))

差引 **2,800,000円(あ)** - 1,700,000円(い) = **+1,100,000円**

③コミュニティバス運賃の見直しについて（３）

<町の高齢者・交通施策>

高齢者の移動手段を確保し、生涯にわたって地域へ積極的に参画できるよう、適切な移動支援を講じる。

 高齢者の利用促進を目的とした制度を検討

- ① 無料パスポート
- ② 有償パスポート
- ③ 割引制度



対象年齢を〇歳以上とするか等、
庁内で協議

③コミュニティバス運賃の見直しについて（４）

手法	メリット	デメリット
無料パスポート 	- 無料のため、高齢者の移動手段を生涯保障できる - 施策のインパクトが強い	- 収入減が大きい - 地域間の不公平感が強い - パスポート作成等コスト - 他の公共交通機関との不均衡 - 乗車過剰の懸念
有償パスポート 	パスポート制度かつ収入増につながり得る	- 地域間の不公平感がやや強い - パスポート作成等コスト
割引制度 一般運賃 200円 割引運賃 100円 	- 施策コストを最も抑えられる - 全ての高齢利用者に施策効果が行き届く(無料ではないが生涯安価な交通手段を保障可) - 制度対応・運用が最も容易	地域間の不公平感が若干強まる 免許返納の増加傾向が強まる75歳以上の高齢者を対象としたい

③コミュニティバス運賃の見直しについて（5）

以上の検討からR7年度中を目途に、以下の見直しを実施したいと考えています。

① 運賃を50円値上げ

運賃150円⇒200円へ値上げ



② 75歳以上の高齢者を対象とした割引制度

引き上げ後運賃200円を100円に割引

※小学生以下の方、障がい者手帳をお持ちの方も同様の割引